

# 栃木県森林整備業務執行要領

## (趣旨)

第1条 県が発注する森林整備業務の執行については、栃木県建設工事等執行規則、栃木県建設工事関連業務委託事務処理要領及び栃木県建設工事等電子契約実施要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## (適用対象)

第2条 この要領で定める森林整備業務（以下「整備業務」という。）の内容は、次の各号のものをいう。

- (1) 造林業務（地拵え、新植、改植等）
- (2) 保育業務（補植、樹下植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐、本数調整伐、獣害防止ネット巻等）
- (3) (1)又は(2)と同一発注で施工する簡易工作物等の設置
- (4) 標準地調査業務
- (5) その他これらに類するもの

## (設計書の作成)

第3条 設計書の作成は、次の各号に掲げる規定に基づき行うものとする。

- (1) 前条第1号から第3号に掲げる業務については、「森林整備保全事業設計積算要領」（平成12年3月31日12林野計第138号）及び「栃木県森林整備積算基準」（平成17年8月1日制定）
- (2) 前条第4号に掲げる業務については、「治山事業の森林整備（本数調整伐）に係る標準地調査委託基準等について」（平成16年3月31日森土第412号）
- (3) 前条第5号に掲げる事業については、その内容に応じて当該業務が属する事業を所管する課の長が認め、又は定める規定

## (業者の指名)

第4条 指名業者は、栃木県建設工事関連業務委託事務処理要領（昭和57年10月1日適用）第5条第2項に規定する測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿で、業種区分その他のうち河川敷等の草刈りの請負又は委託を行う業務の入札参加資格を認められた者の中から選定するものとする。

2 選定基準は、別に定める。

## (入札の執行)

第5条 整備業務の入札は、原則として指名競争入札とする。

2 最低制限価格の設定は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第3号に掲げる業務及び第5号に掲げる業務のうちその内容に応じて必要と認められるものについては、設定する。
- (2) 前号に掲げる業務以外の業務については、設定しない。

## (契約の方法)

第6条 契約に当たっては、栃木県森林整備業務委託契約書を作成するものとする。

**(完了検査)**

第7条 検査は、栃木県環境森林部森林整備業務委託検査要領（平成28年4月1日制定）によるものとする。

**(支払い方法)**

第8条 支払いは、整備業務の完了前に、出来形部分及び業務委託現場に搬入済みの業務資材に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額を部分払いすることができるものとし、前金払は行わないものとする。

第9条 とちぎの元気な森づくり県民税を財源として実施する整備業務については、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条は、平成20年7月1日から施行するものとし、それまでの間は、従前の規定を適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和6（2024）年4月1日から施行する。